介護職員等処遇改善加算算定に係る法人の取組み

介護職員等処遇改善加算を算定する上で、いくつかの要件があります。その中で「見える化」に向けた取り組みとして、加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みの内容を外部へ公表することが求められています。当法人の取組みは、次のとおりとなっています。

１．算定加算　介護職員等処遇改善加算Ⅰ

２．法人の取組み

①　入職促進に向けた取組み

○　法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
○　他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援

○　働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
○　上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

③　両立支援・多様な働き方の推進

○　子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
○　職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

④　腰痛を含む心身の健康管理

○　業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
○　短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックなど健康管理対策の実施

⑤　生産性向上のための取組

○　厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げと実践を行う。
○　５S活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備の実践
○　介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（ﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末、ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ端末等）の導入

⑥　やりがい・働きがいの醸成

○　地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
○　利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供（研修）